了 写生労働省 石川労働局 Press Release

石川労働局発表 平成29年8月18日(金)

〔照会先〕

石川労働局労働基準部健康安全課担当課長、藤井健人課長補佐、宮野廣之電話 076-265-4424

石川県地域両立支援推進チームを設置します

~ 働き方改革の一環として、がん等の病気の治療と仕事の両立を オール石川県で支援します ~

県内における、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率は年々増加傾向 にあり、平成28年は約52%と、疾病のリスクを抱える労働者が増えています。

また、県内の働き手の不足状況が続いており、さらに、今後、労働者の高齢化が 見込まれる中にあっては、事業場で疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立への対 応が必要となる場面が増えることが予想され、働きやすい職場づくりを進め、労働 参加率の向上を図り、働き方改革を強力に推進していくためにも、そして石川県の 持続的な発展を支えるためにも、治療と仕事の両立支援の重要性が高くなっていま す。

これらを踏まえ、石川労働局(局長 小奈健男)では、「石川県地域両立支援推進チーム」^()(以下「推進チーム」という。)を設置し、推進チームのメンバーを中心に、県一丸となって、治療と仕事の両立支援に取り組んでいきます。

ついては、今般、下記のとおり第1回会議を開催することとしましたので、お知らせいたします。

()「石川県地域両立支援推進チーム」においては... 県内での研修会の開催、自治体や医療関係者等とのネットワークの構築などにより、 関係者が効果的に連携して、平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」 に基づく全国的な取組も踏まえつつ、県内の状況に応じた両立支援の取組の推進を図

記

1.日時 平成29年8月29日(火)13:30~15:00

ることを目的として活動していきます。

- 2.場所 金沢駅西合同庁舎 2階 共用第2会議室(金沢市西念3-4-1)
- 3.議 題 治療と仕事の両立支援について 石川県地域両立支援推進チームの取組について
- 4.メンバー及び設置目的等

別添「石川県地域両立支援推進チーム設置要綱」のとおり

- 5.事務局 石川労働局労働基準部健康安全課 電話番号 076-265-4424
- 6.その他 公開は別添議事次第の4(1)までといたします。

石川県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 目的

病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成 29 年 3 月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」(以下「実行計画」という。)に基づき、政府は企業文化の抜本改革や、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築などにより治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)に取り組むこととされている。

これらの取組を確実なものとするためには、実行計画に基づく全国的な支援策と既に民間団体や自治体で行われている両立支援に係る取組の連携が重要である。

このため、今般、下記のとおり「石川県地域両立支援推進チーム」を設置し、関係者による連携した取組の推進を図ることとする。

2 推進チームの設置について

(1)趣旨

両立支援を効果的に進めるため、石川産業保健総合支援センタ - 、石川県、石川県 医師会等関係者とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効 果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的とする。

(2)名称

推進チームの名称は、「石川県地域両立支援推進チーム」とする。

(3)参集者等

参集者は以下のとおりとする。

一般社団法人 石川県経営者協会

日本労働組合総連合会石川県連合会

公益社団法人 石川県医師会

石川県健康福祉部健康推進課

金沢大学附属病院 肝疾患相談センター

地域医療連携室

金沢医科大学病院 地域医療連携事務課

独立行政法人労働者健康安全機構 石川産業保健総合支援センター

石川県社会保険労務士会

公益社団法人 日本医療社会福祉協会

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会

特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 石川労働局労働基準部健康安全課

同 職業安定部職業安定課

オブザーバー

- ・両立支援促進員
- ・金沢公共職業安定所
- ・就職支援ナビゲーター
- ・産業保健に携わる保健師
- ・メンタルヘルス対策促進員
- ・石川労働局雇用環境・均等室

(4)議事等

石川県地域両立支援推進チーム(以下「推進チーム」という。)においては、以下の 事項について意見交換等を行う。

- ア 各参集者又は参集者の属する各機関の両立支援に係る取組状況の共有
- イ 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- ウ 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧の作成
- エ 各地域における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- オ 各地域における企業向けパンフレットの作成
- カ 各地域における患者向けパンフレット(主に病院で患者に配布するもの。加えて、 一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したもの。)の作 成
- キ 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- ク 石川産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- ケ 石川産業保健総合支援センターが開催する両立支援に関するセミナー等の内容 についての検討等
- コ メンタルヘルス対策に係る職場復帰プログラム等、事例収集及び共有
- サ 各機関が持つ問題事案について、意見交換等
- シ その他、必要に応じ地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催

(5)開催時期等

開催は年度内 1 回を原則とし、7 月を目途に開催する。なお、推進チームの協議に

より、複数回の開催が必要とされた場合は、その協議において定めるところによる。

3 その他

(1)議事進行について

事務局は石川労働局労働基準部健康安全課に置き、石川産業保健総合支援センターの協力を受け、議事を進行する。

議事進行に当たっては、事務局は各参集者の取組状況等を共有した上で、支援策の 周知の協力やセミナー等の共催等それぞれの連携が促進されるよう、積極的な提案を 行うこととする。

(2)推進チームの取組等に係る広報等について

推進チームの開催状況や実施を決定した事項、及び作成したパンフレット等については、石川産業保健総合支援センター等、構成機関のホームページに掲載するとともに、パンフレット等については、様々な機会を捉えて配布するなどにより、積極的に周知に努める。

(3)推進チームの設置期間について

推進チームの設置期間は平成 29 年度から 5 年間とし、その後の継続については、推 進チームで協議の上、決定する。

(4)他の事業等との連携について

石川県が主催する「地域・職域連携推進関係者会議」及び「がん対策推進連絡調整会議」等への情報提供を行い、連携を図る。

(5)その他必要な事項について

前各項に定めるもののほか、推進チームの運営に関する事項その他必要な事項は、 推進チームの協議により定める。

第1回石川県地域両立支援推進チーム連絡会議

平成 29 年 8 月 29 日 (火) 13:30~15:00 金沢駅西合同庁舎 共用第 2 会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 石川労働局長挨拶
- 3 推進チームメンバーの紹介
- 4 議題
 - (1) 治療と仕事の両立支援について
 - (2) 石川県地域両立支援推進チームの取組について
 - (3)意見交換等

チーム組織の事業説明と治療と仕事の両立支援事業に係る取組状況について (参加者からの説明)

意見交換

5 閉会